

監 査 報 告 書

令和 6 年 5 月 13 日

学校法人 駒 澤 学 園

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

学校法人 駒 澤 学 園

監事 野 村 裕



監事 廣 瀬 良 弘



私たちは、学校法人駒澤学園の監事として、私立学校法第 37 条第 3 項に基づいて同学園の令和 5 年度(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで)における、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

監査の方法は、理事会及び評議員会に出席するほか、理事等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧しました。また会計監査人と連携を取り監査を行いました。

監査の結果、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はなく、また令和 5 年度の学校法人駒澤学園の財産の状況は適正なものと認めます。

以上